

議案第十二号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山田

宏

第一条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
一部を次のように改正する。

別表中

五、四八
八、五六
一一、六
三、一二
五、四
六、九四
四三
五七
二八

を

六、五七
一〇、二〇
一三、九
三、七四
六、四
八、三二
五一
六八
三三

に、

外径が〇・〇四メートル未満のもの	外径が〇・一メートル未満のもの 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの 外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 外径が一メートル以上のもの					
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年					
一三〇	五、七六〇	二、八八〇	一、一七〇	五七〇	四三〇	二八〇

七、八七〇	一七、〇〇〇	八、九二〇	二、八八〇	四、三二〇
-------	--------	-------	-------	-------

九、四四〇	二〇、四〇〇	一〇、七〇〇	三、四五〇	五、一八〇
-------	--------	--------	-------	-------

を

七、八七〇	六、〇四〇	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの
九、四四〇	七、二四〇	六、九一〇	三、四五〇	二、四一〇	一、四〇〇	一、〇四〇	六八〇	五一〇	三三〇	二二〇

に、

一七〇、〇〇〇
一七、〇〇〇
一七〇
七、二〇〇
一七、〇〇〇

を

二〇四、〇〇〇
二〇、四〇〇
二〇〇
八、六四〇
二〇、四〇〇

に、

その他のもの

占用面積一平方メートルにつき一年

二〇、四〇〇

に、

商品置場その他これに類するもの

占用面積一平方メートルにつき一年

一七、〇〇〇

を

一七〇
六、八五〇
五、六六〇
一一、三〇〇
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額

を

二〇〇
八、二二〇
六、二五〇
一〇、四〇〇
Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額

に、

八五、〇〇〇
一〇、八〇〇
三、四八〇

一〇二、〇〇〇
一二、九〇〇
四、一七〇

令第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる仮設収容施設	占用面積一平方メートルにつき一年	七、八七〇
-----------------------------------	------------------	-------

を

令第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年	九、四四〇
-------------------------------	------------------	-------

に、

「第七号第八号」を「第七号第九号」に、「第七号第九号及び第十号」を「第七号第十号及び第十一号」に改める。

第二条 杉並区公共溝渠条例（昭和二十八年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「二百五十三円」を「三百三円」に改める。

第三条 杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

五七六円

六九一円

地下部分	地上露出部分 四一八円	八七八円	三五一円	八七八円	八七八円	五八五円	二九二円	一一七円	一一七円	五八五円	二九二円	一一七円	七二円	一一八五円
------	----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-------

別表第三中

一、二九六円	二、〇一六円
--------	--------

を

地下部分	地上露出部分 五〇一円	一、〇五三元	四二一円	一、〇五三元	一、〇五三元	七〇二円	三五〇円	一四〇円	一一一円	七〇二円	三五〇円	一四〇円	八四二円	一、四二二円
------	----------------	--------	------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

を

一、五五五円	二、四一九円
--------	--------

に改める。

に改める。

二九二円
三二一円
四七七円
六、九六円
一、二三二円
一〇、八七五円
二六円
二九円

附 則

三五〇円
三八五円
五七二円
八、三五二円
一、四七八円
一三、〇五〇円
三一円
三四円

1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例別表の改正規定（「第七条第八号」を「第七条第九号」に、「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使

用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料等を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第二条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------------	-------------

（使用料の額及び算定方法）

第九条 使用料は、使用面積により、一平方メートルにつき、月額三百三円に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。

2
略

（使用料の額及び算定方法）

第九条 使用料は、使用面積により、一平方メートルにつき、月額二百五十三円に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。

2
略

道路占用料改定資料

る一条法 工号第第 作に一三 物掲項十 げ第二													占 用 物 件			
その 他の もの	広 告 塔	所 す 変 圧 も 塔 の そ 及 び 公 衆 に 話	地 下 に 設 け る 変 圧 器	路 上 に 設 け る 変 圧 器	地 下 に 設 け る 電 線 の 他	地 下 に 設 け る 電 線 の 他	共 架 電 線 類 の 他	上 空 に	そ の 他 の 柱 類	第 三 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 三 種 電 柱	第 二 種 電 柱	第 一 種 電 柱	単 位
占 用 面 積 一 平 方 メ	一 表 示 ル 面 に 積 つ き 一 平 方 年 メ	一 個 に つ き 一 年	一 占 用 ル 面 に 積 つ き 一 平 方 年 メ	一 個 に つ き 一 年		つ 長 き 一 年 メ ー ト ル に										一 本 に つ き 一 年
九、 四 四 〇	二 〇、 四	一 〇、 七 〇	三、 四 五	五、 一 八	三 三	六 八		五 一 〇	八、 三 二 〇	六、 四	三、 七 四 〇	一 三、 九 〇 〇	一 〇、 二 〇 〇	六、 五 七 〇		占 用 料

(改定後)

七、 八 七 〇	一 七、 〇	八、 九 二	二、 八 八	四、 三 二	二 八	五 七		四 三 〇	六、 九 四 〇	五、 四	三、 一 二 〇	一 一、 六 〇 〇	八、 五 六 〇	五、 四 八 〇		占 用 料
-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------	--------	--	-------------	-------------------	---------	-------------------	------------------------	-------------------	-------------------	--	-------------

(現 行)

法第三十二條第一項第三号に掲げ	る二条法 物号第第 件に一三 掲項十 げ第二									
	の外 も径 のが 一 メ ー ト ル 以 上	も以外 の上径 一が メ ー ト 七 ル メ 未 満 の ル	満以外 の上径 もが の・ 七・ メ 四 一 メ ト 一 ル ト 未 ル	満以外 の上径 もが の・ 四・ メ 三 一 メ ト 一 ル ト 未 ル	満以外 の上径 もが の・ 三・ メ 二 一 メ ト 一 ル ト 未 ル	未ル外 満以径 の上が も の・ 二 一 メ 五 一 メ ト 一 ル ト	未以外 満上径 のが も・ の・ 一 一 メ 五 一 メ ト 一 ル ト	未ル外 満以径 の上が も〇〇 の・ 一 〇 メ 七 一 メ ト 一 ル ト	ルル外 未以径 満上が の〇〇 も・ の〇〇 七 四 メ メ 一 一 ト ト	ル外 未径 満が の〇 も・ の〇 四 メ 一 ト
占用面積一平方メ	つ長 きさ 一 年 メ ー ト ル に 一 年									
七、二四〇	六、九一〇	三、四五〇	二、四一〇	一、四〇〇	一、〇四〇	六八〇	五一〇	三三〇	二二〇	一三〇
六、〇四〇	五、七六	二、八八		一、一七〇	五七〇	四三〇				二八

資料 2

		る一令 物号第 件に七 掲条 げ第		る六条法 施号第第 設に一三 掲項十 げ第二		る五条法 施号第第 設に一三 掲項十 げ第二					る法 施第 三十二 条第一 項第四 号に掲 げ	る施 設		
ア ー チ 式	び旗 幕ざ お及		標 識	も看 の板 をへ 除ア くー ち式 である	そ の 他 の も の	一祭 時礼 的、 に縁 設日 け等 るに も際 のし、	そ の 他 の も の	地 下 に 設 け る 通 路	上 空 に 設 け る 通 路	び地 地下 下街 室及			る法 施第 三十二 条第一 項第四 号に掲 げ	る施 設
	車 道 を 横 断	のそ の 他 の も								け一 等祭 る時 に礼 的際 、 のに し縁 設、 日	上階 の数 もが の三 以	も階 の数 が二 の		
一 基 に つ き 一 年	つ 占 ト用 一 ル面 年又 積は 一平 本方 にメ	つ 占 ト用 一 ル面 日又 積は 一平 本方 にメ	一 本 に つ き 一 年	一 表 示 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	一 占 ト用 一 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	一 占 ト用 一 ル面 に積 つ一 き平 一方 日メ					一 占 ト用 一 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	一 占 ト用 一 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	一 ト ル に つ き 一 年	
二 〇 四 、 〇	二 〇 、 四	二 〇	八 、 六 四	二 〇 、 四	二 〇 、 四	二 〇	八 、 二 二	六 、 二 五	一 〇 、 四	をA 乗に じて・ 得た 額七	をA 乗に じて・ 得た 額六	をA 乗に じて・ 得た 額四	九 、 四 四	
一 七 〇 、 〇	一 七 、 〇	一 七	七 、 二	一 七 、 〇	一 七 、 〇	一 七	六 、 八 五	五 、 六 六	一 一 、 三	をA 乗に じて・ 得た 額八	をA 乗に じて・ 得た 額六	をA 乗に じて・ 得た 額四	七 、 八 七	

物令 及第 七同 条第 第四 号に 掲げ る仮 施設 建築	材 げ第 三及 工号 第七 置事 に同 用掲 場用 掲条 施げ 第	二 号第 七条 に掲 げ第 七条 に掲 げ第 七条 に掲 げ第	工 作 物	
	危 険 防 止 施 設	料 事 板 の 用 置 場 施 足 及 場 び そ 工 の 事 他 用 の 材 工	の そ の 他 の も	す る も の
一 占 ト 用 ル 面 に 積 つ き 平 方 年 メ		一 占 ト 用 ル 面 に 積 つ き 平 方 年 メ		
九、 四 四	四、 一 七	一 二、 九 〇 〇	一 〇 二、 〇	

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園施設使用料改定資料

(改定後)

売 機 店 (自 動 販)			種
ト大 ル型 以(一 上)平 方メ ー	方メ中 メI型 Iト(ト ル〇以 上・五 満一平 方)	メ小 I型 ト(ト ル〇未 満五平 方)	別
同、 同	同、 同	一 台、 一 月	単 位
二、 四 一 九 円	一、 五 五 五 円	六 九 一 円	金 額

(現 行)

二、 〇 一 六 円	一、 二 九 六 円	五 七 六 円	金 額
------------------------	------------------------	------------------	--------

七、 八 七	三、 四 八	一 〇、 八 〇 〇	八 五、 〇
--------------	--------------	------------------------	--------------

公園占用料改定資料

地下の占用物件	公衆電話所	郵便差出箱又は信書便差出箱	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	電線			電線	水道、下水道、ガス			標識	電柱 本柱、支柱又は支線	種別	金額
					地下電線				外径メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上のもの				
					外径メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上のもの								
同一平方メートル、	同、同	同、同	一箇所、同	同一平方メートル、	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	一本、一月	一、四二二円	
地上露出部分 五〇一分円	一、〇五三円	四二一円	一、〇五三円	一、〇五三円	七〇二円	三五〇円	一四〇円	一二一円	七〇二円	三五〇円	一四〇円	八四二円	一、四二二円	（改定後）	

地上露出部分 四一八分円	八七八円	三五一円	八七八円	八七八円	五八五円	二九二円	一一七円	一一七円	五八五円	二九二円	一一七円	七〇二円	一、一八五円	（現行）
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	------

前記以外の場合	その他の	ロケーション	写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影のための常時占用	天体、気象又は土地の観測施設	高架の占用物件	
	競技会、集会						
同、同	一日	同	一時間	撮影機一台、同	同、同	同、同	
三四円	三一元	一三、〇五〇円	一、四七八円	八、三五二円	五七二円	三八五円	地下部分 三五〇円

二九円	二六円	一〇、八七五円	一、二三二円	六、九六〇円	四七七円	三二一元	地下部分 二九二円
-----	-----	---------	--------	--------	------	------	--------------